

大阪市児童養護施設等整備費等補助要綱

制 定 平成 28 年 8 月 1 日
最近改正 令和 6 年 11 月 29 日

第 1 章 総則

第 2 章 大阪市民間児童福祉施設整備費補助金

第 3 章 大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和 5 年 8 月 22 日付こ成事第 370 号。以下「次世代交付金要綱」という。）、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（令和 5 年 10 月 27 日付こ支虐第 170 号）、令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 12 日付こ支虐第 170 号）及び大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪交付規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるものほか、大阪市児童養護施設等整備費等補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る申請、決定等について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の目的)

第 2 条 この要綱は、大阪市が所管する児童福祉施設の設置者に対して、施設整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、施設入所者の処遇向上や安全確保を図るとともに、養育里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）、妊産婦等生活援助事業又は里親支援センターを実施する者に対して、施設の環境改善に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、養育里親委託等委託児童の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第 3 条 本要綱で定める補助金は次のとおりとし、次の条文で規定する。

(1) 大阪市民間児童福祉施設整備費補助金

第 5 条から第 24 条まで

(2) 大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金

第 25 条から第 42 条まで

(用語の定義)

第4条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉施設 呪童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する「乳児院」「児童養護施設」「母子生活支援施設」をいう。((2) に規定する地域小規模児童養護施設等を含む。)
- (2) 地域小規模児童養護施設等 地域小規模児童養護施設設置運営について（平成 12 年 5 月 1 日付厚生労働省児発第 489 号）に規定する「地域小規模児童養護施設」及び児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について（平成 17 年 3 月 30 日付厚生労働省雇児発第 0330008 号）に規定する「分園型小規模グループケア」をいう。
- (3) 自立援助ホーム 呪童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する「児童自立生活援助事業」をいう。
- (4) ファミリーホーム 呪童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する「小規模住居型児童養育事業」をいう。
- (5) 妊産婦等生活援助事業 呪童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する「妊娠婦等生活援助事業」をいう。
- (6) 里親支援センター 呪童福祉法第 11 条第 4 項に規定する「里親支援事業」を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設をいう。
- (7) 里親 呪童福祉法第 6 条の 4 に規定する「里親」をいう。
- (8) 施設等 (2)、(3)、(4)、(5) 及び (6) を実施する事業者をいう。
- (9) 施設整備 次世代交付金要綱で規定する新設、修理、改造、拡張及び整備をいう。

第2章 大阪市民間児童福祉施設整備費補助金

(補助要件)

第5条 施設整備の補助を受けるには、次の各号の要件をすべて満たさなければならぬ。

- (1) 補助対象事業（以下「補助事業」という。）を行うにあたり、資金を必要とする者であること。

- (2) 補助事業が次世代交付金要綱の交付対象となる事業であること。
- (3) 整備する児童福祉施設が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号、以下「設備運営基準」という。）及びその他運営に関する基準等を満たすこと。
- (4) 社会福祉法人であること。ただし、整備と同時に社会福祉法人を設立する場合は、当該法人の設立代表者であること。

(補助の対象及び補助額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1－1又は別表1－2における「4 対象経費」とする。

2 補助の額は、第1号の額と第2号の額とを比較して少ない方の額に、補助率4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額

- (2) 別表1に基づき算出した基準額

3 補助事業が複数年度にわたる場合における2年度目以降の別表1による基準額については、補助事業開始年度の額を適用する。

4 児童福祉施設が他の施設と一体となって整備する場合の共用部分及び共通の設備等にかかる工事費等の補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1) 各施設の専有面積の割合により按分する。

- (2) 前号によることが困難な場合又は実際の使用方法と乖離があると市長が認め る場合は、市長が別途定める方法により按分する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金交付申請書[様式第1号]に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助事業実施前に市長に提出しなければならない。

2 規則同条第4号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の所在地

- (2) 施設の名称

- (3) 施設の種別

3 規則同条本文の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 設計図書（配置図及び平面図（室名及び面積を記載したもの））の写し

- (3) 増築又は増改築（一部を含む。）の場合は、前号のほか既存建物との関係明示

図の写し

- (4) 施設整備特別会計歳入歳出予算書
 - (5) 室別面積表
 - (6) 工事費又は工事請負費の見積書の写し
 - (7) 設計監理費の見積書の写し
 - (8) 補助事業に関し他に助成を受ける予定の場合は、その助成内容がわかる書類
 - (9) 補助事業に関する会計の本年度及び前年度の予算書の写し
 - (10) 補助事業に関する会計の前年度収支計算書（決算書）の写し
 - (11) 法人財産目録の写し
 - (12) 印鑑登録証明書
 - (13) 土地及び建物を賃貸借するなどにより施設整備する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写し）
 - (14) その他市長が必要とするもの
- 4 規則同条ただし書の規定により、添付を省略することができる書類は、次のとおりとする。
- (1) 整備と同時に社会福祉法人を設立する場合においては、前項第9号、第10号及び第11号に掲げる書類
 - (2) 複数の年度にわたる事業の2年目以降の申請の場合は、前項第9号に規定される前年度の予算書の写し並びに前項第10号及び第11号に規定する書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付を決定したときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金交付決定通知書[様式第2号]により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金不交付決定通知書[様式第3号]により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前二項について、規則第5条第4項に規定する通常要すべき標準的な期間は、前条に規定する交付の申請にかかる全ての書類が到達した日の翌日から起算して30日（申請内容を補正するための期間は除く）とする。
- 4 規則第6条第3項の規定により、付することができる必要な条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に関する整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業の内容のうち、事業計画書に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) この補助金は、交付申請した者が行う施設の整備に対して交付するものであり、申請書記載の内容と相違することのないよう使用しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 前号の承認を受けた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (11) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (14) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (15) 工事の経過など事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならない。
- (16) 市長が補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の定める期限までに市長の定める額を返還しなければならない。

5 整備と同時に社会福祉法人を設立する場合において、市長が当該法人の設立代表者に対して行った交付決定については、当該法人設立認可後は、当該法人に行ったものとみなす。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が規則第 8 条第 1 項の規定により申請を取り下げようとするときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金交付申請取下書[様式第 4 号]により行わなければならない。

2 前項の期日は、補助事業者が交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日以内とする。

(交付の時期等)

第 10 条 市長は、補助事業の完了後、第 16 条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、補助事業を達成するためにやむを得ない事由があるなど、特に必要と認める場合には、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に概算払により交付することができる。

3 前項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、第 8 条第 1 項の規定に基づき決定された補助金の額の範囲内で、本市の指定する請求書を市長に提出しなければ

ならない。

- 4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず整備と同時に社会福祉法人を設立する場合においては、市長は法人設立認可後でなければ補助金を交付することができない。

(補助事業の変更等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金補助事業内容変更承認申請書[様式第 5 号]を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金補助事業中止・廃止承認申請書[様式第 6 号]を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第 8 条第 1 項に規定する調査を再度行い、承認することが適當と決定したときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金事業内容変更等承認通知書[様式第 7 号]により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の調査の結果、承認することが不適當と決定したときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金事業内容変更等不承認通知書[様式第 8 号]により補助事業者に通知するものとする。
- 4 第 1 項の軽微な変更とは、補助事業に関する整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合を除き、次のとおりとする。ただし、事前に本市に協議しなければならない。
 - (1) 設備運営基準に規定されている部屋及び別表 2 で交付基礎点数の加算対象とされている部屋以外の変更
 - (2) 補助対象経費が入札の結果又は事業の見直し等により減額となった場合で、減額となる補助金の額が交付決定額の 100 分の 10 に満たない変更

(事情変更による決定の取消し等)

- 第 12 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書[様式第 9 号]により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第7条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金実績報告書[様式第10号]に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

2 規則同条第5号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の所在地
- (2) 施設の名称
- (3) 施設の種別

3 規則同条本文の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合であって、添付が困難なものについては省略することができる。なお、事業最終年度の実績報告にあたって、所有権保存登記後の全部事項証明書など、期日までに添付が困難な書類については、後日に提出を誓約する書面を提出することにより、添付を省略することができる。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 施設整備特別会計歳入歳出決算（見込）書（以下、「収支決算書」という。）
- (3) 工事についての契約関係書類の写し
- (4) 工事契約金額報告書
- (5) 土地及び建物を賃貸借するなどにより児童福祉施設を設置する場合は、賃貸借契約書等の写し及び第三者への対抗要件を備えたことを証するもの
- (6) 設計監理についての契約関係書類の写し
- (7) 第3号、第5号及び第6号に規定する契約についての支払い完了分の領収書

の写し、又は未払い分の請求書（ただし、納品・引き渡しの完了したもの）の写し

- (8) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号、第5号及び第6号に規定する契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
- (9) 室別面積表
- (10) 建物の配置図、仕様書、平面図（室名及び面積を明記したもの）及び立面図の写し
- (11) 建物内外主要部分の写真等
- (12) 檢査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は複数年の継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く。）
- (13) 事業にともなう借入金がある場合は、それを証明する書類
- (14) 工事建物引渡書及び物品納品書（補助対象経費のものに限る。）
- (15) 自己所有建物による施設整備の場合は、保存登記後の全部事項証明書
- (16) その他市長が必要とするもの

（補助金の額の確定等）

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金額確定通知書[様式第11号]により補助事業者に通知するものとする。

（支払報告）

第17条 第15条の実績報告の際に支払いが完了していない補助対象経費があった場合において、第10条第1項の規定により補助金の交付を受けた者は、補助金交付後すみやかに当該補助事業に要した経費の支払を行い、領収書又は振込金受取書の写しを添えて大阪市民間児童福祉施設整備費補助金支払報告書[様式第12号]を補助金交付後10日以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第18条 補助事業者は、第10条第2項の規定により概算払で補助金の交付を受けた場合において、第16条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、すみやかに大阪市民間児童福祉施設等整備費補助金精算報告書[様式第13号]（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあっては、概算

払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内（補助事業等が継続して行われている場合は、各年度の末日から 20 日以内）に市長に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定に関わらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第 8 条第 1 項により通知された金額と第 16 条の規定により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（決定の取消し）

第 19 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
 - (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
 - (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
 - (4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市民間児童福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書〔様式第 14 号〕により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還額を決定し、大阪市民間児童福祉施設整備費補助金交付返還決定通知書〔様式第 15 号〕により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の決定があった時は、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の決定を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第21条 第15条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第16条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるるものとし、補助事業者に大阪市民間児童福祉施設整備費補助金額更正通知書兼返還決定通知書〔様式第16号〕により通知し、補助事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。(ただし、第19条の取消事由に当たる場合を除く。)

- 2 前項の規定により返還決定を受けた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、税外歳入に係る延滞金及び料料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剩余金の未納付額の一部を納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第22条 補助事業者が、補助金の交付後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書〔様式第17号〕」により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対して当該仕入税額控除額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23条 本要綱に基づく補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分については、規則第21条の規定によるほか、「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和5年6月15日付こ成事第331号)及び「次世代育成支援対策施設整

備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費交付金に係る財産処分の取扱いについて」（令和5年8月22日付こ成事第339号）の規定による。

（関係書類の整備）

第24条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

第3章 大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金

（補助対象経費）

第25条 環境改善事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

施設等、里親において、入所児童等の生活向上を図るため、児童の安全の確保のために必要な改修及び別表3-1に定める備品購入等にかかる経費。ただし、里親については委託を受ける予定のものも含む。

(2) 児童養護施設等開設支援事業

施設等が事業を実施する際に必要な改修及び別表3-1に定める備品購入等にかかる経費。

(3) 妊産婦等生活援助事業所開設支援事業

妊娠婦等生活援助事業を実施する際に必要な設備整備及び別表3-2に定める備品購入等にかかる経費。

(4) 里親支援センター開設支援事業

里親支援センターが事業を実施する際に必要な設備整備及び別表3-3に定める備品購入等にかかる経費。

2 改修または購入等の対象経費の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表4に定める基準額を比較して少ない方の金額を本補助金の交付額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(対象事業の制限)

- 第 26 条 他の国庫補助を受ける場合は、前条第 1 項各号の補助事業の対象とならない。
- 2 前条第 1 項各号の補助事業は、事業を行う施設等及び里親 1 か所につきいずれか 1 回限り申請できるものとする。
- 3 前条第 1 項第 2 号の事業については、当該年度中、又は翌年度中に施設等の開設かつ運営等を予定している場合に対象とすること。

(交付申請)

- 第 27 条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付申請書[様式第 18 号]に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業の着手前に市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出にあたり、市長が必要と認めるときは、次に掲げる書類の一部又は全部を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書（別紙 1）
 - (2) 設計図書（配置図及び平面図（室名及び面積を記載したもの））の写し
 - (3) 改修の場合は、前号のほか既存建物との関係明示図の写し
 - (4) 改修工事にかかる経費の見積書の写し
 - (5) 備品購入経費の見積書の写し
 - (6) 購入した価格が単価 50 万円以上の備品については、詳細のわかる資料
 - (7) 補助事業に関する会計の本年度収支予算書の写し
 - (8) その他市長が必要とするもの

(交付決定)

- 第 28 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定通知書[様式第 19 号]により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金不交付決定通知書[様式第 20 号]により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前二項について、規則第 5 条第 4 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、前条に規定する交付の申請にかかる全ての書類が到達した日の翌日から起算して 30 日

（申請内容を補正するための期間は除く）とする。

（申請の取下げ）

第 29 条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第 8 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付申請取下書[様式第 21 号]により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日以内とする。

（交付の時期等）

第 30 条 市長は、補助事業の完了後、第 36 条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、市長は、補助事業を達成するためにやむを得ない事由があるなど、特に必要と認める場合には、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に概算払により交付することができる。
- 3 前項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、第 28 条第 1 項に基づき決定された補助金の額の範囲内で、本市の指定する請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第 31 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金変更承認申請書[様式第 22 号]を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金補助事業中止・廃止承認申請書[様式第 23 号]を市長に対し提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。

- (1) 資材、物品等の同等品への変更（ただし交付決定額を超過しないもの）

（事情変更による決定の取消し等）

第32条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書[様式第24号]により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第27条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第33条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。また、購入単価50万円以上の備品については、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第34条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第35条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金実績報告書[様式第25号]に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出にあたり、市長が必要と認めるときは、次に掲げる書類の一部又は全部を添付しなければならない。

(1) 事業報告書兼補助金支出済額内訳書（別紙2）

(2) 補助事業に関する会計の本年度収支決算（見込）書

(3) 改修工事（設計監理含む）についての契約関係書類の写し

(4) 前号に規定する契約に係る請求書の写し

(5) 建物の配置図、仕様書、平面図（室名及び面積を明記したもの）の写し

- (6) 建物内外主要部分の写真等
- (7) 檢査済証の写し（ただし、改修工事が建築確認申請の対象とならない場合を除く）
- (8) 備品購入に係る納品書、領収書の写し
- (9) その他市長が必要とするもの

（補助金の額の確定等）

第 36 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金額確定通知書[様式第 26 号]により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第 37 条 補助事業者は、第 30 条第 2 項の規定により概算払で補助金の交付を受けた場合において、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金精算報告書[様式第 27 号]（以下「精算報告書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の精算報告書を当該補助事業の完了後 20 日以内（補助事業等が継続して行われている場合は、各年度の末日から 20 日以内）に市長に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算（見込）書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第 28 条第 1 項により通知された金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算（見込）書を提出したことをもって、精算報告書を出したものとみなす。
- 4 市長は、第 1 項の規定による精算報告書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入りし、又は不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第 38 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
- (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金交付決定取消通知書[様式第 28 号]により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 39 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を決定し、大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金返還決定通知書[様式第 29 号]により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の決定を受けたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第 40 条 第 35 条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に剩余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 36 条に定める額の確定後もその剩余金を返還させることができるものとし、補助事業者に大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書[様式第 30 号]により通知し、補助事業者は、その剩余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。(ただし、第 38 条の取消事由にあたる場合を除く。)

2 前項の規定により返還決定を受けた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められ

た剩余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(交付の条件)

第 41 条 補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができ、補助事業者が納付義務を負う。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、補助事業者は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書[様式第 31 号]により市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を大阪市に納付せざることがあり、補助事業者が納付義務を負う。

(関係書類の整備)

第 42 条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 36 条の通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。ただし、購入単価 50 万円以上の備品がある場合は、前期の期間を終了後、当該備品の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市民間児童福祉施設整備費補助要綱（平成 19 年 4 月 1 日制定）は、平成 28

年 7 月 31 日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 9 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和元年 6 月 19 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 5 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 10 月 19 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 30 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 11 月 29 日から施行する。

別表1

次世代交付金要綱に基づく施設整備事業に係る補助金の基準額の算定方法

国交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1又は別表1－2で定める基準により算出した合計基礎点数に2,000を乗じた額を基準額とする。 ただし、国交付金の交付の対象となる施設整備事業のうち、下記に該当する整備事業（以下「児童養護施設等の地域分散化事業」という。）については、工事請負契約等を締結する単位ごとに、次の（1）により算出した額と（2）により算出した額の合計額を基準額とする。 (1) 別表2で、「児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合」の点数の定めがあるもの 別表1－1又は別表1－2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,500を乗じた額 (2) 别表2で、「児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合」の点数の定めがないもの 別表1－1又は別表1－2で定める基準により算出した合計基礎点数に2,000を乗じた額 <児童養護施設等の地域分散化事業> 以下のi～iiiの要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和3年2月4日付け子家発 0204 第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院もしくは児童養護施設に係る整備事業 i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。 ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。 ※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」 iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。			
---	--	--	--

別表1－1

算定基準（創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 ・別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 イ 1施設当たり交付基礎点数を適用	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別表1－3に定める費用を除く。）及び

		<p>する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。 <p>ウ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表 2 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。 <p>エ 1 グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。 <p>オ 一部改築及び拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（こ成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日）により算出されたものを基準とする。 <p>カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第 435 号令和 5 年 8 月 22 日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	特殊付帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1 - 2

算定基準（大規模修繕、その他特別な工事費）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	大規模修繕等、その他特別な工事費については、市長が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（別表1-3に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。
	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表2による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
	仮設施設整備工事費	大規模修繕等については、市長が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000で除して得た点数がこれに満たないときは、実支出額を2,000で除して得た点数とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-3

補助金の対象除外

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適當と認められない費用

別表2

交付基礎点数表

(1) 児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合

	単位	点数
乳児院本体	1人当たり	4,224
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	109
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	50
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,118
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,161
初度設備相当加算	1人当たり	95
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,013
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,457
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,590
児童養護施設本体	1人当たり	6,463
初度設備相当加算	1人当たり	109
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,033
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,365
初度設備相当加算	1人当たり	95
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,457
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	380
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,590

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で市長の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切り捨て）
- 3 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育

事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発第 0717 第 12 号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

(2) (1) 以外の場合

	単位	点数
乳児院本体	1 人当たり	2,547
初度設備相当加算（30人以下）	1 人当たり	66
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人当たり	30
小規模グループケア整備加算	1 グループケア当たり	2,483
心理療法室整備加算	1 施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	700
初度設備相当加算	1 人当たり	57
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1 人当たり	611
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	878
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	3,973
母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	9,221
初度設備相当加算	1 世帯当たり	66
心理療法室整備加算	1 施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	5,069
初度設備相当加算	1 世帯当たり	57
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	878
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,260
初度設備相当加算	1 人当たり	17
児童養護施設本体	1 人当たり	3,897
初度設備相当加算	1 人当たり	66
小規模グループケア整備加算	1 グループケア当たり	6,050
心理療法室整備加算	1 施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,426
初度設備相当加算	1 人当たり	57
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	878
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等	1 人当たり	229

を整備する場合		
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で市長の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切り捨て)
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発第0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	点数	
		児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	左記以外の場合
乳児院	1人当たり	162	121
母子生活支援施設	1世帯当たり	-	446
児童養護施設	1人当たり	251	188

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	点数	
		児童養護施設等の地域分散化事業として	左記以外の場合

		行う場合	
乳児院	1人当たり	290	217
母子生活支援施設	1世帯当たり	-	813
児童養護施設	1人当たり	451	338

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流 スペース	防災拠点型
本体点数	15,832	21,105
初度設備相当加算	861	2,250

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備（既存施設における整備事業）	
基準点数（1m ² 当たり）	乳児院	11
	消火ポンプユニット等加算 （1施設当たり）	2,031
	乳児院以外	7

(注) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備（既存施設における整備事業）	
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	3,295
	m ² 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による 加算	170
	パッケージ型消火栓設備（1個あ たり）	254

(注) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知機の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数（1施設あたり）	131

(注) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	点数	
	児童養護施設等の地域分散化事業として行う場合	左記以外の場合
乳児院、児童養護施設	13,535	
母子生活支援施設、児童自立支援施設	-	10,151

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表3-1

補助対象となる備品（主なもの）

対象	種類	品目	購入理由
児童養護施設等の生活環境改善事業	家具	学習机	
		学習机のいす	
		児童用チェスト	
		児童用ベッド	
		ダイニングテーブル	
		ダイニングテーブル用いす	
		くつ箱	
	電化製品	その他家具	
		エアコン	・家族数増に伴う大容量化、増設
		テレビ	・居間・ダイニング・キッチン等の環境改善
		D V Dプレーヤー	
		冷蔵庫	・児童居室の環境改善
		洗濯機	・児童の安全確保
		ガス台	・児童の生活向上
		クッキングヒーター	・開設にあたり必要なもの
		炊事関係器具	
	その他	その他電化製品	
		寝具セット（※1）	
		緊急地震速報受信装置	
		自転車	
		バギー	
	児童が直接使用しないもの（※2）	その他日常的に使用するもの	
		職員等の事務備品	
		宿直用ベッド	
		その他児童が使用しない備品	

※1 シーツ、枕カバーを単体で購入する場合は該当しない。

※2 開設にあたり必要なもの

別表3-2

妊産婦等生活援助事業所開設準備事業において補助対象となる備品（主なもの）

種類	品目	購入理由
電化製品	エアコン	・居室の環境改善 ・開設にあたり必要なもの
	電子レンジ	
	冷蔵庫	
	洗濯機	
	ガス台	
	クッキングヒーター	
	炊事関係器具	
	パソコン	
	プリンター	
	その他電化製品	
家具	机	・事業実施にあたり必要なもの
	椅子	
	寝具セット（※1）	
	宿直用ベッド	
	その他家具	
その他	職員等の事務備品	・事業実施にあたり必要なもの
	その他児童が使用しない備品	

※1 シーツ、枕カバーを単体で購入する場合は該当しない。

別表3-3

里親支援センター開設支援事業において補助対象となる備品（主なもの）

種類	品目	購入理由
その他	職員等の事務備品	・事業実施にあたり必要なもの
	相談室等の備品	

別表4

基準額

事業名	基準額
入所児童等の生活環境改善事業	施設等 1か所あたり：8,000,000円
	里親 1か所あたり：1,000,000円
児童養護施設等開設支援事業	施設等 1か所あたり：8,000,000円
妊産婦等生活援助事業所開設支援事業	施設等 1か所あたり：8,000,000円
里親支援センター開設支援事業	施設等 1か所あたり：8,000,000円